［表略］

注１　基地局等が使用する周波数帯（七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数帯をいう。）の端から一〇MHz未満の周波数帯に限り適用する。

［2～4　略］

五　スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

2　［1　略］

高高度基地局の送信装置

次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dBm以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dBm以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dBm以下の値
一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dBm以下の値

注１　高高度基地局が使用する周波数帯（二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数をいう。）の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。

２　複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあっては、各空中線端子においてこの表の許容値を適用する。

３　複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあっては、当該複数の搬送波を送信した状態で、この表の許容値を適用する。

3　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

［表同上］

注１　基地局が使用する周波数帯（七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数帯をいう。）の端から一〇MHz未満の周波数帯に限り適用する。

［2～4　同上］

五　［同上］

2　［1　同上］

［新設］

2　［同上］